

平成 18 年 10 月 19 日
於：本庁 6 階会議室

第三回小平市国民保護協議会要録

(司会：部長)

お待たせいたしました。

本日は、第 3 回小平市国民保護協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

議事に入るまでの間、私、市民生活部長の窪田が進行を努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして、小平市国民保護協議会会長の小林からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(会長：あいさつ)

皆様方には、お忙しい中、第 3 回小平市国民保護協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、小平市国民保護計画に関しまして、本協議会からの答申が、議題となっております。

皆様方からいただいたご意見・要望等を当市の国民保護計画に反映させたことにより、関係機関等との連携の取れた良い計画が作成されるものと思います。

さて、最近の世界情勢ですが、北朝鮮では、7 月の弾道ミサイル等の発射実験に続き、今月 9 日には、関係各国や国連安保理の警告を無視して核実験を実施したと発表しました。

これが事実とすれば、日本の安全保障や世界の平和と安定にとって、さらには、大量破壊兵器の不拡散という観点から、重大かつ深刻な問題であると考えています。

そして、隣国の日本にとっては、核の脅威と実験により放出される放射性物質の影響も危惧されるところです。

私は、小平市民の代表として、先日、このような北朝鮮の無謀な暴挙に対し、厳重に抗議するとともに、全ての核兵器と核計画を即刻放棄するよう強く求める声明を公表いたしました。

世界で唯一の被爆国である日本の地方公共団体として「非核平和都市宣言」を行い、核兵器廃絶と世界平和の実現を訴えている小平市としては、誠に残念であり、同時に強い憤りの念を禁じえません。

そして、世界各地で発生しているテロ事件も忘れてはなりません。

公安調査庁のデータによると、テロ・ゲリラ事件の発生件数は、2004 年には 3,213 件、2005 年は 2,280 件も発生しています。

そして、これらのテロ等による死者数ですが、2004 年には 8,943 名、2005 年においても 8,033 名もの尊い命が失われています。

テロ等は、いつ、どこで、そしてどの程度の規模の被害が発生するかも予測不能です。

日本においても、世界各地で発生しているテロ事件等について、焦眉の急であり、見過ごしてはなりません。

ニューヨークタイムズ紙の発表によると、ザルカウィ容疑者に訓練を受けたテロリスト約 300 人が、世界各地に潜伏し、テロの指令を待っていると報じています。国内においても、以前、これらのテロリストが潜伏していたことが確認されています。

仮に市内において、何らかのテロ行為が発生した場合に、市がなんらの対策も立てていなければ、市民等はパニックに陥り、さらに被害が拡大することが予測されます。

そのような事態を避けるためにも、事前の計画・対策が重要であると考えます。武力攻撃事態等において、市が果たすべき最大の使命は、市民の生命、身体等の安全を守ること。人的被害等を最小限に止めることにあります。

当市は、テロ行為等から被害を最小限に止めるために、関係機関の皆様との連携をさらに深め、平素から万全に向けて、対策・体制作りを実践してまいります。

そして、本日、協議会からいただく答申を踏まえ、更なる安全で安心なまちづくりについて、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

最後になりますが、皆様方には、約 5 ヶ月の短い期間でございましたが、当市の国民保護計画について、深く研究していただいたこと、そして、ご熱心にご審議いただいたことに対しまして、厚く御礼申し上げます、あいさつといたします。

(司会：部長)

ありがとうございます。

まず、議事に入る前に、警視庁の人事異動により小平警察署長の異動がございましたので、新たに着任された警察署長について、委員として任命をさせていただきます。なお、任命書は、時間の関係もございいますので、席上に置かせていただいております。これをもって、任命辞令の交付に代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から新たに委員に任命された小平警察署長について、ご紹介させていただきます。9月4日付で小平警察署長に着任された斎藤署長です。よろしく願いいたします。

では、日程に入る前に、本協議会は、公開を原則としておりますので、ご了承お願いいたします。

では、会長、以降の進行をお願いいたします。

(会長：市長)

現在の出席委員数は、26 名です。会議の開催に必要な定員数に達しておりますので、ただ今から第 3 回小平市国民保護協議会の審議に入ります。

では、次第の 3 にございます日程に沿って進行させていただきたいと思いますが、前回の協議会以降、委員の皆様から本計画案に対するご意見等をいただき、事前調整が十分に図られたと事務局から聞いております。

積極的なご意見をいただいたことについて、御礼を申し上げます。

はじめに(1)の報告事項でございます。アの「小平市国民保護計画(案)に対する市民からの意見」とイの「委員及び関係機関からの意見により整理した主な修正事項」につきまして、一括して、事務局より報告を願います。

(事務局：防災安全課長)

はい会長。防災安全課長の小林と申します。恐縮ですが着席して説明いたします。

まず、本日の配付文書の確認をお願いいたします。A 4で10種類配付いたしております。はじめに「次第」、次に資料1の「小平市国民保護計画(案)に対する市民からの意見の要旨等」、次に資料2の「小平市国民保護計画(案)に対する各機関等からの意見・要望」、次に資料3の「小平市国民保護計画(案)修正箇所一覧表」、それから資料4の「小平市国民保護計画(案)の一部写し」、次に資料5の「小平市国民保護計画案」兼「小平市国民保護計画に関する協議会意見(答申)別添」、次に資料6の「市地域防災計画との主な違い」、次に資料7の「市国民保護計画策定までのタイムスケジュール」、それから「小平市国民保護協議会委員名簿」と「席次表」を参考までに配付してございます。

以上が配付文書でございますが、配付もれ等ございませんでしょうか。

それでは説明に入る前に、了承いただきたい事項がございます。

先日、委員の皆様には計画案を配付した後に、東京都から「東京都区市町村国民保護モデル計画」の記述について、さらに一部修正がありました。

東京都としても、東京都区市町村モデル計画で示した内容について、整理ができていない箇所もあるようです。

小平市国民保護計画は、東京都知事との協議が整ったときに一連の作成手続きが終了し、成立する訳ですが、12月から行われるこの協議の中で、本日、答申をいただく計画案の一部を、修正することがありますので、ご了承いただきたいと存じます。

また、計画内容に変更が生じない修正、例えば住所とか名称、誤植などについては、本日以降も、適宜、修正を行ってまいります。

委員の方々につきましては、今後も、計画内容等について、何かお気づきになりましたら、事務局までご連絡をいただければと存じます。

よろしくをお願いいたします。

それでは、日程3の(1)の報告ア「小平市国民保護計画(案)に対する市民からの意見」について、報告いたします。

小平市国民保護計画(案)に対する市民からの意見募集を、市報、市ホームページ及び市役所・出張所の窓口に置いた小平市国民保護計画概要版に掲載し、周知いたしました。

意見の募集期間を本年8月11日から同年9月10日までとして募集したところ、市民の方から1件のご意見が寄せられました。

それでは、寄せられた意見について、ご説明いたします。

本来、全文を照会できれば良いのですが、時間の関係もあることから、寄せられた意見から、抜粋したものを資料として配付させていただきました。

資料1をご覧ください。

寄せられたご意見は、「国民保護計画」は、仮想敵を想定して国民一人ひとりが外的の侵入に身構える社会へと導く「戦争する国家」の計画書といわざるを得ない。

結論として、「小平市国民保護計画」そのものに反対であり、作成の必要性を認めない。という趣旨のものでした。

以上のことから、市民から寄せられた意見については、本計画(案)に反映させることができませんでした。

次に、(1)イ「委員及び関係機関からの意見等により整理した主な修正事項」について、報告いたします。

各委員等から寄せられた意見については資料2に、意見等の修正前後の一覧表を資料3として配付させていただきましたが、時間の関係もございますので、資料4及び資料5のみ使用して、ご説明いたします。

それでは、計画(案)の内容に係る修正に伴う意見について、頁をおってご説明させていただきます。

以後、資料4の小平市国民保護計画(案)の一部写しを「前案」、資料5につきましては「修正版」、と発言させていただきます。

前案及び修正版の15頁をご覧ください。「類型ごとの主な特徴」の1 危険物質を有する施設への攻撃で、で示した項目の4番目「ダム破壊の特徴について」でございます。

委員から、「当市は、ダム破壊による直接的な被害は生じないのでは」というご意見がございました。

ご意見を反映するため、(市域には、ダムが設置されている河川はない。)と補足いたしました。

次に、修正版の17頁をご覧ください。

委員の方から、「緊急処理事態等が発生した場合で、市が行う国民保護措置において、義務ではないにしろ住民等の協力は重要なものになると思う。

このためには、自治会や町会、そして自主防災組織等の防災行動力の向上策や体制作りが重要であると思う。

自治会や自主防災組織等、いわゆる地域の組織化の一層の助長のための啓発について、市の分掌事務に盛り込んで」というご意見がございました。

ご意見を反映させるため、市民生活部の業務の欄22に、「地域力の向上の推進に関すること」として追記いたしました。

続きまして、前案及び修正版31頁をご覧ください。

収集すべき情報の枠内について、東京都から修正するよう依頼がありました。

修正項目は、以降を除いたまでです。

修正項目としておりますが、主には収集すべき項目が追加されたものでございます。

追加項目の説明につきましては、修正版をご確認していただくことで、省略させていただきます。

続きまして、修正版の24頁の指定公共機関との連携をご覧ください。

前案の修正等ではございませんが、指定公共機関の指定に関するところで、前回の協議会において、「独立行政法人都市再生機構を指定公共機関に入れたほうが良いのでは」という意見がございました。

本件に関して、事務局から直接、国の担当者に確認するという訳には参りませんでしたので、東京都を通じて確認をいたしました。

指定公共機関の指定は、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示により法人の指定を行っております。

本年6月現在における指定公共機関の数は、159件ですが、都からは、「指定

公共機関に指定される要件は、自然災害や武力攻撃事態等の発生から、国民の生命、身体及び財産を守るための輸送機関や医療機関といった分野において、公共性及び緊急性が高い事業から指定することになっており、都市再生機構は、前述の要件に該当しないので、指定公共機関の指定を受けていない。」との回答を得ましたので、ご理解願います。

次に、前案及び修正版の32頁をご覧ください。修正版の(3)身分証証明書の携行の啓発でございます。前案においては、項目を住民への周知としてございましたが、項目自体の標記について変更させていただきました。

内容自体に変更はございませんが、市が実施すべき役割の記述について、より明確にすべく修正いたしました。

当該項目の趣旨でございますが、全ての市民等に対して顔写真入りの証明書等を携行していただく趣旨ではございません。あくまで、顔写真入りの証明書を所有している市民等に対する啓発ですので、ご理解ください。

次に、前案及び修正版の47頁をご覧ください。

第2章の市対策本部の設置に関して、大幅に見直しを行いました。

一点目として、小平市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(以下「条例」という)第2条第1項に、「保護本部に本部長室及び部を置く」と規定してはいますが、東京都区市町村モデル計画の構成では、本部長室という組織が設けられておりませんでした。

これらのことから、条例第2条第1項の規定に基づき、修正版の市対策本部には、本部長室を設けた組織構成に修正いたしました。

二点目として、本部派遣員という制度を設けました。

この制度は、市対策本部長が国民保護措置の実施に関し、警視庁や自衛隊、指定行政機関等と緊密な連携をとる必要があると認める場合に、関係各機関の長に対し、職員の派遣を要請することができるものです。

この制度を設けることにより、「専門的な意見を聴くことにより、速やかで適切な判断が可能となる。」、「関係各機関が保有する情報について、円滑な収集が可能となる。」、「関係各機関等が情報を共有化できる。」、「関係各機関の連携強化が期待できる。」等、対策本部の機能強化が期待できます。

続きまして、前案66頁と修正版66頁をご覧ください。

前案においては、項目を「2 避難実施要領の策定」として、「(1) 避難実施要領のパターンの策定」ア・イを記述しておりましたが、避難実施要領の策定については、前案と修正版の38頁2に記述されている避難実施要領のパターンの作成と記述内容が重複しているため、全文を削除いたしました。

続きまして、前案及び修正版の70頁をご覧ください。

前案では、(15)「消防のふれあいネットワーク作りの活用」という項目がございましたが、修正版及び修正前の計画案38頁4行目以降の記述内容と重複しているため、全文削除いたしました。

続きまして、前案83頁(5)アと修正版81頁(5)をご覧ください。

前案では、「都は・・・中略・・・行方不明者の捜索を行う」と記述してございましたが、都が実施する措置に関することですので、市の計画という趣旨から全文削除いたしました。

続きまして、前案 84 頁(10)ウと修正版の 82 頁(10)をご覧ください。

前案では、「都は、行方不明者の捜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う」と記述してございましたが、都が実施する措置に関するもので、全文削除いたしました。

続きまして、前案 85 頁 1 安否情報の収集から 86 頁の 3 安否情報の照会に対する回答までと修正版 83 頁 1 から 84 頁の 3 の同項目をご覧ください。

安否情報の収集・提供に関して記述してございますが、東京都からの修正の依頼に基づき、記述を修正してございます。

続きまして、前案 95 頁の(3)と修正版の 92 頁をご覧ください。

前案で、「消防における支援」を記述しておりましたが、囲み内の記述と重複するため、全文削除いたしました。

続きまして、前案 95 頁の 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除と修正版の 92 頁の 2 の同項目をご覧ください。

危険物に関する措置命令について、東京都から修正の依頼に基づき、全文を修正しております。

続きまして、前案 97 頁(4)イ(イ)と修正版の 94 頁イ(イ)をご覧ください。

委員からの意見を東京都に打診した結果、知事部局内部で調整が図られ、都からの修正の依頼に基づき、修正してございます。

続きまして、前案 99 頁 3 と修正版の 96 頁をご覧ください。

前案では、「小平消防署は・・・中略・・・可能な範囲において情報提供する」旨の記述がございましたが、前記 2 において、市は警察、消防と連絡を密にする旨の記述があり、内容が重複していることから、全文削除いたしました。

続きまして、前案 108 頁及び修正版の 105 頁の想定される事態類型をご覧ください。

の危険物質への攻撃でございますが、前案では「放射性物質保有施設等への破壊」について記述してございましたが、国の示した事態類型に明記されていないため削除してほしい旨、東京都から依頼があり、削除いたしました。

続きまして、前案 109 頁 1(4)と修正版の 106 頁 1 をご覧ください。

前案では、「小平消防署は、・・・中略・・・緊急時の連絡体制の構築等に協力する」との記述がございましたが、囲み内の記述と内容が重複していることから、全文削除いたしました。

続きまして、前案 113 頁(3)アと修正版の 110 頁(3)アをご覧ください。

前案では、「市は、現地の安全が確保又は確認でき次第、都及び必要に応じて派遣される東京 DMAT・医療救護班と連携し、現地において必要な支援を行なう。」云々とございましたが、東京都から、まだ東京 DMAT との調整がとれていないため、削除してほしい旨の依頼があったため、東京 DMAT の記述については、削除してございます。

続きまして、前案同頁(3)イ、修正版も同頁でございます。

前案では、「被災者の救助及び原因物質の特定等」が記述してありましたが、修正版 93 頁(1)イと内容が重複しているために削除いたしました。

次に、前案の 114 頁工(ア)と修正版の 110 頁ウ(ア)をご覧ください。

避難の指示・誘導の項目の 4 行目の文章末尾です。

前案では、「・・・に対して避難の指示を行う。」と記述しておりましたが、東京都から「・・・に対して避難誘導を行う。」に修正するよう依頼があり、当該依頼に基づき修正いたしました。

最後でございますが、前案 115 頁 1(1)と修正版の 111 頁 1(1)をご覧ください。

攻撃による影響のうち(ア)の「放射性物質保有施設が破壊された場合の影響」について、全文を削除いたしました。

これは、前述の説明にもございましたが、国の示した事態類型に明記されていないため削除してほしい旨、東京都から削除の依頼があったものでございます。

以上が委員の皆様、各関係機関等のご意見に基づき調整した結果、作成いたしました小平市国民保護計画案の主な修正点でございます。

なお、先ほどご説明いたしました、計画内容に変更が生じない意見等については、今後も適宜、修正してまいります。以上でございます。

(会長：市長)

ただ今、事務局から、2点の報告がございました。

アの「小平市国民保護計画(案)に対する市民からの意見」についての報告に関して、ご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(質問等なし)

(会長：市長)

ご意見・ご質問等はないようですので、それでは、イの「委員及び関係機関からの意見により整理した主な修正事項」の報告に関して、ご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員)

はい、大変立派な計画案ができ上がったと思いますが、たとえば、今日・明日にテポドンが発射された場合どのように対応するのでしょうか。

緊急事態が発生した場合の対応について、計画として整理すればするほど、行政としては計画にしばらく、いざと言う時に使えないものになるのではと考えています。

ただ、行政側の立場として考えた場合、計画を作ることにより、事態が起きたときの反省材料に活用するのは良いのかとも思います。

さて、私は、計画に盛り込まれていない項目が2点ほどあると思っています。

1点目として、ボランティアの受け入れに関することです。

小平市が面として被害を受けた場合に、全国から集まってくるボランティアの受け入れに関するところが、計画案には触れていません。

阪神淡路や新潟中越地震の復興において、市民やボランティアが活躍したことは記憶に新しいことです。

市が何らかの災害により被害を受けた場合、市の復旧・復興にボランティアが大きな力になることは明らかであり、そのあたりの記述が抜けていると思います。

2点目は、財政負担の問題です。

市の職員が事態対処に向けて働く場合の財政負担についての記述が抜けていると思うのですが、以上の2点について市の計画に取り込めば、さらに良い計

画になると思うのですが。

(会長：市長)

ただ今、委員から２点のご質問がございました。

ただ今のご質問に対する説明については、この後、休憩を挟み、事務局から説明していただきたいと思います。

それでは、休憩に入ります。

(1 0 分間休憩)

(会長：市長)

それでは、審議会を再開いたします。

先ほどの委員からの質問について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：防災安全課長)

はい、会長。

まず、財政負担に関するご意見について、ご説明いたします。

国及び地方公共団体の費用の負担については、国民保護法第 1 6 8 条の各項に規定されてございます。

国民保護法の解説によりますと、武力攻撃事態等においては、国が主要な役割を担い、地方公共団体が国の方針に基づく措置の実施等を担うという国と地方公共団体の役割分担にかんがみ、武力攻撃事態等への対処に要する経費については、原則として国が負担することとされています。

具体的には政令で定めているが、地方公共団体が国民保護法第 1 6 8 条第 1 項各号に定める、国民の保護のための措置を実施するために要する費用については、同項ただし書に定める地方公共団体の職員の人件費、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用を除き、原則として国が負担することとされています。

また、国民の保護のための措置についての訓練の重要性にかんがみ、国が地方公共団体と共同して行う訓練の費用については、人件費等政令で定めるものを除き、原則として、国が負担することとされています。

このように、法律で国と地方自治体との財政負担について規定されていることから、市の計画案では、第 4 編第三章の 1 において、国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求として、簡略して記述するに止めているものです。

次に、ボランティアの受け入れに関するご意見については、計画案の内容について修正すべき意見ではなかったと思われませんが、意見の取り扱いについて、事務局に一任していただけないでしょうか。

審議会からの答申の期限が 20 日までということになってございますので、東京都知事との協議の中で調整させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(会長：市長)

ただ今、事務局から財政負担に関する説明及びボランティア関係の記述に関する対応について要望がございました。

財政負担の件に関する説明とボランティア関係については、事務局に一任したうえで東京都知事との協議の中で調整するというところで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(会長：市長)

ありがとうございました。

それでは、日程の(2)にございます議事「小平国民保護計画に対する協議会意見(答申)について」審議に入りたいと存じます。

事務局から答申案の配付をお願いします。

お手元に答申案は行き渡りましたでしょうか。

小平市国民保護計画に関する協議会意見(答申)別添に関して、特に、修正の意見はなかったかと存じますが、確認のため、お諮りさせていただきたいと存じます。

協議会の答申につきましては、お手元の案のとおりということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。それでは本案のとおり答申をさせていただきたいと存じます。

次に、日程(3)の「その他」について、事務局から説明願います。

(事務局：防災安全課長)

はい会長、日程(3)の「その他」について、ご説明いたします。

まずは、お手元の資料5「市地域防災計画との主な違い」をご覧ください。

双方の計画も、一見すると似たような計画である訳ですが、相違点について分かりづらい部分があることから、双方の計画の主な相違点について対照表を作成いたしました。

今後のこともございます。資料等と合わせてお持ちいただければと存じます。

続きまして、資料6「市国民保護計画策定までのタイムスケジュール」をご覧ください。

今後の計画が作成するまでのスケジュールでございます。

まず、11月から、多摩地域の各市と計画に記述されている多摩地域各市がする記述について、意見交換を行う予定でございます。

そして、12月からは東京都知事との協議が予定されております。

この協議は、来年の2月中には終了し、3月中には計画を作成する予定でございます。

また、議会に対する報告ですが、計画が作成され次第、報告をいたします。

小平市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例施行規則の制定作業でございますが、現在、当計画の策定事務と同時進行で事務を進めてございます。

次に、資料編の作成状況についてご説明いたします。

資料編につきましては、関係各機関との応援協定や備蓄等の問題等、現時点で決定できていない課題がございます。

このようなことから、資料編の完成は、まだ、先の話になるかと思いますが、何卒ご了承願います。

以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

(会長：市長)

事務局からの説明について、ご質問等はありませんでしょうか。

(特になし)

特に質問等がないようですので、以上で、本日の日程を終了させていただきます。

また、本日の答申文の確定をもちまして、協議会における一連のご審議も終了となります。

委員の皆様には、本年5月の第1回会議以来、5ヶ月という短い期間に、集中的かつ熱心に語審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後、市では、本協議会の答申を尊重したうえで、東京都知事と協議を重ね、計画を策定してまいります。しっかりと市民の生命・財産を守りうる、国民保護の体制を築き上げていくためには、計画に基づく、これらの取り組みが特に重要でございます。

今後とも、委員の皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

それでは、これで、第3回小平市国民保護協議会を閉会といたします。

進行を事務局に返します。

(事務局：市民生活部長)

本日、協議会から答申をいただきましたが、内容に変更が生じない修正であれば、今後予定されている東京都知事との協議中の間は、修正が可能ですので、事務局まで連絡していただければと存じます。

ただ今、防災安全課長から説明がございましたが、来年の3月には、当市の国民保護計画が作成される予定でございます。

委員の皆様には、計画が作成され次第、直ちに完成版をご送付させていただきます。

最後になりますが、本協議会は、計画策定後におきましても、国民保護に関する重要事項を審議して頂くため、存続して参ることになってございます。

来年度以降、改めてご連絡を申し上げた際には、ご対応方、よろしくお願い申し上げます。

これまでの、熱心なご議論、誠にありがとうございました。